

## 金融人材・企業経営アドバイザー検定試験 受験規約

金融人材・企業経営アドバイザー検定試験（以下「本検定試験」）は、一般社団法人日本金融人材育成協会（以下「本協会」）が実施する企業経営アドバイザーとしての能力の判定を目的とした検定試験である。以下に規定する受験規約（以下「本規約」）では、本検定試験を受験するすべての受験者が遵守すべき事項及び確認すべき事項を定めたものであり、本検定試験を受験しようとする者（以下「申込者」）及び受験者は、本規約の内容を理解し、同意した上で申し込みを行い、受験するものとする。

### （実施）

第1条 本協会は、本検定試験の受験手続及び試験の運営について、本規約に定めるところにより、公正かつ厳正に実施する。

### （公示）

第2条 本検定試験の実施にかかる、検定試験実施日時、試験会場、受験料その他本検定試験の概要については、「試験要綱」に定める。なお、「試験要綱」の公示は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) チラシ、パンフレット等の広告宣伝物による公示
- (2) 本協会又は関連団体等のホームページ、電子メール等による公示

2 申込者は、前項の「試験要綱」により、本検定試験の概要及び受験上の注意事項等を確認の上、申込手続を行うものとする。

### （受験資格・条件）

第3条 年齢・職業・学歴などは問わない。

2 「知識科目」と「実践科目」のいずれかを合格している場合には、連続する2回の試験まで有効とする。

### （申込手続）

第4条 申込者は、本協会の定める申込期間内に、本協会所定の申込手続を行い、かつ、所定の方法により受験料を支払わなければならない。

2 団体申込の場合は、申込者は各団体の団体申込責任者を通じて申し込みを行い、本協会は団体申込責任者に事務手続きを一任する。または本協会が認める手続とする。

3 本協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による本検定試験の申し込みを承諾しないことがある。

- (1) 申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 申込者が受験料の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると本協会が判断したとき。
- (3) 申込者が、本検定試験を利用して第三者の権利を侵害し、又は違法行為をなすおそれがあると本協会が判断したとき。
- (4) その他前各号に準ずるとき、又は申込者の申し込みを承諾することが不適切であると本協会が判断したとき。

#### (受験票)

第5条 本協会は、前項所定の手続が完了した受験者に対し、受験票を交付する。

2 受験者は、試験当日までに前項の受験票に記載の受験者情報、注意事項を確認するものとする。なお、受験票で指定された受験会場、時間の変更はできないものとする。

3 受験者は、試験当日に顔写真付の身分証明書(パスポート、運転免許証、社員証、学生証、マイナンバーカード等、本人を証明する公的な証明書)を持参するものとし、受験票、身分証明書と合わせて本人確認を行う。なお、上記の身分証明書の用意が困難である場合には、本協会あて問い合わせることとする。

4 前項の規定にかかわらず、受験者で、受験票や身分証明書を忘れた場合は試験監督官に申し出なければならない。なお、この場合、申し出がなかった受験者は受験できないものとする。

5 受験票の未着等に関する本協会への問い合わせは、試験日の2日前(前々日)までとする。

#### (書類の返還)

第6条 受験申込書及び添付書類は返還しない。

#### (受験上の遵守事項)

第7条 受験者は、本規約、受験上の注意等を遵守し、本協会の職員、試験監督官の指示に従わなければならない。

- 2 試験問題の複製及び試験問題の一部または全部を本協会の許可無く他に伝え、漏洩（インターネットへの掲載を含む）することは、法令により許される場合を除き一切禁止する。
- 3 試験問題の内容についての質問には、答えられない。
- 4 試験中の途中退室及び再入室等については、試験監督官の指示に従わなければならない。
- 5 問題冊子・答案用紙については、いかなる理由においても、試験会場から持ち出すことを禁止する。

（不正行為等）

第8条 受験者が、本検定試験実施中に、次の各号に掲げる行為を行った場合には、これを不正行為とみなす。

- (1) 物音を立てたり、声を出す等、本検定試験の進行を妨げ、他の受験者の受験を妨害する行為
- (2) 携帯電話・スマートフォン等のモバイル端末、タブレット等の機器を使用する行為、又は録音や撮影行為
- (3) カンニング行為その他前各号に準ずる行為

2 前項各号の一に該当する不正行為と認められる行為を行った受験者は、当該本検定試験の受験資格を失い、失格とする。

3 前項の失格は次回以降の本検定試験受験資格を剥奪するものではない。但し、当該受験者が不正行為を繰り返し、又は今後も繰り返す蓋然性が高いと本協会が認める場合には、本協会の判断により、当該受験者の受験を受け付けない場合がある。

（免責）

第9条 試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが自己の責任で行うものとし、本協会は盗難、紛失その他受験者の本検定試験受験に関して受験者が被った損害又は不利益につき一切の責を負わないものとする。但し、当該損害又は不利益が本協会の故意又は重過失による場合はこの限りではない。

(検定料の返還)

第10条 受験者が既に支払った受験料は、天災地変その他不可抗力事案による受験不能の場合を除き、いかなる理由においても返還しない。また、同様に次回以降への充当も不可とする。

(合否通知)

第11条 合否通知は、試験日の1ヶ月後以内に、受験者に対し送付する。郵便の不着、汚損、破損等が発生した場合、また個人情報の変更等がある場合には、本協会に申し入れること。

(問題内容・採点結果異議申し立ての禁止)

第12条 問題内容や採点結果、合否通知については、一切異議申し立てを受け付けない。

(本規約の変更)

第13条 本協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがある。変更後の本規約については、本協会が別途定める場合を除いて、当協会ホームページ上に表示した時点より効力が生じるものとする。

(個人情報)

第14条 本協会は、本検定試験の実施にあたり取得する個人情報について、個人情報保護法及び関係諸法令並びに、本協会が別に定める指針等に従って、適切に取り扱う。

2 申込時の住所・氏名宛に、本協会より本検定試験に関する情報等を送付することがある。

附 則

(施行)

第1条 本規約は、平成29年9月1日から施行する。

(改廃権限)

第2条 本規約の改廃権限は、本協会に帰属する。

(合意管轄)

第3条 本規約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、専属管轄裁判所とする。